

指定居宅介護支援事業所 周 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ソーシャルサービス周が開設する居宅介護支援事業所周（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある被保険者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第12項に規定する介護保険情報その他必要な情報を活用し、PDCAサイクルの構築を行いながら提供するサービスの質向上に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所 周
- 二 所在地 うるま市字栄野比753番地の2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとし、土日祝祭日及び12月31日から1月3日迄は休日とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

2 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計

画が利用者の意向を基本として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

(指定居宅介護支援の利用申込み及び支援の決定)

第7条 指定居宅介護支援を利用しようとする者は、別紙様式1による指定居宅介護支援利用申込書を管理者あて提出するものとする。

第8条 管理者は、指定居宅介護支援利用申込書を受理後速やかに支援の要否を決定し、本人へ通知するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、申請書の提出は事後でも差し支えないものとする。

(要介護認定の申請等に係る援助)

第9条 介護支援専門員は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意志を踏まえ、必要な協力を行うものとする。

2 介護支援専門員は、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意志を踏まえて速やかに申請が行われるよう利用申込者を援助するものとする。

3 介護支援専門員は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する1か月前にはなされるよう、利用者に対して必要な援助を行うものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第10条 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

2 介護支援専門員は、通常居宅介護支援事業所において利用者の相談を受けるものとする。

3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては居宅サービス計画ガイドライン方式等に基づく課題分析票を用いて、利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

4 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握については、利用者の居宅を一度以上訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。この際、面接の趣旨を十分に利用者及びその家族に対し説明し理解を得るものとする。

5 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成するものとする。

6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけたサービスの担当者か

ら会議の招集、照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

- 7 サービス担当学会議は、居宅介護支援事業所内の会議室もしくは利用者居宅等適切な場所で開催するものとする。
- 8 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、位置づけられたサービスを保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、利用者に対して説明し、文書により同意を得たのち利用者及び担当者へ交付するものとする。
- 9 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等から個別サービス計画の提出を求め、その他必要な連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実地状況の把握を行うとともに利用者についての課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 10 介護支援専門員は、上記の把握を行うため、居宅サービスの実施後1か月に一度以上、利用者を訪問するものとする。
- 11 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受けることが困難になったと認める場合及び利用者が介護保険施設への入院または、入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 12 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- 13 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治医等」という。）の意見を求めるものとする。
- 14 介護支援専門員は、居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーションその他の医療サービスを位置づける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限り行うものとする。医療サービス以外の介護サービスについて、主治の医師の医学的観点からも留意事項が示されている場合には、それを尊重して行うものとする。
- 15 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第27条8項2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見又は法第37条第1項に基づき指定されたサービス種類の種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（サービスの指定については変更の申請ができることを含む。）を説明し理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成するものとする。
- 16 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく計画的にサービス利用が行われるよう努めるものとする。
- 17 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外にも、市町村の保健医療サービス、又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動

によるサービス等の利用も含め居宅サービス計画上に位置づけるよう努めるものとする。

- 18 事業所は、指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本指針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる。利用契約時に締結する契約書及び重要事項説明書別紙2に記載の居宅サービス計画の総数のうち「訪問介護」「通所介護」「福祉用具貸与」「地域密着型通所介護」がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画に数が占める割合、前6ヶ月に事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者または、指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行い、理解を得なければならない。

第 11 条 事業所は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

(指定居宅介護支援の利用料金及び支払いの方法)

- 第 12 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。
- 2 第 13 条の通常の事業の実地地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
 - 3 第 1 項および第 2 項費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
 - 4 指定居宅介護支援の利用者は、事業所の定める期日までに、利用料等を現金又は銀行口座振込または郵便振替により納付するものとする。

(通常の事業の実地地域)

第13 条 通常の事業の実施地域は、沖縄市、うるま市（津堅島以外）、那覇市、北谷町、金武町、伊是名村とする。

(秘密保持等)

- 第 14 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報を用いる場合は、当該利用者又は家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置を講じるものとする。また、苦情を受けた場合には必要な記録を作成し完結の日から5年間の保管を行う。

(損害賠償)

第16条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。また、当該事故や必要な記録を行い、関係書類や当該事故記録等必要な書類は完結の日から5年間の保管を行う。

(虐待の防止及び人権擁護のための措置に関する事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者及び人権擁護推進員を配置し、苦情解決等の体制整備、従業者に対する虐待防止及び人権擁護の啓発のための定期的な研修の実施、虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の定期的な開催及びその検討結果について従業者への周知徹底、その他必要な措置を講じるものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第18条 事業者は、適切な指定居宅介護支援サービスの提供を確保する観点から、職場もしくは職務において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(諸記録の整備、保管)

第19条 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

(業務継続計画の策定)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第21条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレ

ビ電話装置等を活用して行うことができる)をおおむね6月に1回以上開催する。
その結果を介護支援専門員に周知徹底を行う。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他)

第22条 介護支援専門員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時及び利用者から求められた時は、これを提示するものとする。

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、支援決定調査、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を準備するものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項については有限会社ソーシャルサービス周と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4 事業者は、従業員の健康状態の管理を行い年に1回の健康診断を実施する。
- 5 事業者は、居宅介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を定期的に確保し業務体制を整備する。

附 則

この規程は、平成17年 9月1日より施行する。
この規程は、平成26年 5月1日より施行する。
この規程は、平成28年 5月9日より施行する。
この規程は、平成28年11月1日より施行する。
この規程は、平成30年11月1日より施行する。
この規程は、令和 4年 1月1日より施行する。
この規程は、令和 4年 4月1日より施行する。
この規程は、令和 4年 9月1日より施行する。
この規程は、令和 4年12月1日より施行する。
この規程は、令和 5年 6月1日より施行する。
この規程は、令和 5年 9月1日より施行する。